

議第50号

三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例案

三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年三島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中

日額 10,600円		日額 10,800円	
日額 8,800円		日額 8,900円	
日額 12,200円 (立会時間内に交替 する場合にあって は、12,200円以内で 市長が定める額)	を	日額 12,400円 (立会時間内に交替 する場合にあって は、12,400円以内で 市長が定める額)	に改める。
日額 11,000円 (立会時間内に交替 する場合にあって は、11,000円以内で 市長が定める額)		日額 11,100円 (立会時間内に交替 する場合にあって は、11,100円以内で 市長が定める額)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年6月13日提出

三島市長 豊岡 武士